

3 源泉所得税

3-1 課税状況

(6) 配当所得の課税状況

区 分	一 般 課 税 分			非 課 税 分	
	人 員	支 払 金 額	源 泉 徴 収 税 額	人 員	支 払 金 額
利益又は利息の配当、剰余金の分配、基金利息の分配、特定証券投資法人の投資口の配当等	1,403,695	113,008,310	22,601,662	12,846	7,900,309
公募・私募証券投資信託の収益の分配及び特定株式投資信託の収益の分配	—	66	10	—	58,238
計	—	113,008,376	22,601,672	—	7,958,547

調査対象等：この表は、配当等の支払者から平成15年4月30日までに提出された「法定資料の合計表（配当等の支払調書）」及び平成14年2月から平成15年1月までに提出された「配当等の所得税徴収高計算書」に基づいて作成した。

(注) 1 この表の「人員」に関する部分は、標本調査に基づく推計値である。

(7) 上場株式等の譲渡所得等の課税状況

区 分	譲 渡 利 益 金 額	源 泉 徴 収 税 額
	千円	千円
上場株式等の譲渡所得等		
信用取引等	653,965	130,793
転換社債等	209,140	41,828
その他上場株式等	13,341,875	2,668,375
計	14,204,980	2,840,996

調査対象等：平成15年1月までに上場株式等の譲渡の対価の支払者から提出された「上場株式等の譲渡利益金額の所得税徴収高計算書」に基づいて作成した。

(8) 給与所得、退職所得の課税状況

区 分	官 公 庁			そ
	人 員	支 払 金 額	源 泉 徴 収 税 額	
	人	千円	千円	人
給与所得	801,426	2,942,522,405	126,118,084	3,751,211
日雇労働者の賃金	—	12,174,216	203,153	—
計	—	2,954,696,621	126,321,237	—
退職所得	22,119	243,834,368	6,319,683	98,086
災害減免法により徴収猶予したもの	—	—	—	—

調査対象等：平成14年分の給与所得、退職所得の源泉所得税について、平成15年4月30日までに提出された「法定資料合計表（給与所得の源泉徴収票、退職所得の源泉徴収票）」及び平成14年2月から平成15年1月までに提出された「給与所得、退職所得等の所得等の所得税徴収高計算書」に基づいて作成した。

用語の説明：1 法定資料とは、所得税法等の規定により税務署長に対して、その提出を義務付けられている資料をいい、原則として翌年1月31日までに提出することになっている。法定資料の種類は多数にのぼっており、例えば、①利子等の支払調書、②配当、剰余金の分配及び基金利息の支払調書、③報酬・料金・契約金及び賞金の支払調書、④給与所得の源泉徴収票、⑤非居住者等に支払われる給与、報酬、年金及び賞金の支払調書などがある。

源泉分離（選択）課税適用分			合 計		区 分
人 員	支 払 金 額	源泉徴収税額	支 払 金 額	源泉徴収税額	
人	千円	千円	千円	千円	利益又は利息の配当、剰余金の分配、基金利息の分配、特定証券投資法人の投資口の配当等 公募・私募証券投資信託の収益の分配及び特定株式投資信託の収益の分配
10,689	2,568,051	898,818	123,476,670	23,500,480	
—	29,931	4,489	88,235	4,499	
—	2,597,982	903,307	123,564,905	23,504,979	計

2 「非課税分」は、所得税法第11条（公共法人等及び公益信託に係る非課税）に規定する非課税分である。

3 「一般課税分」には、個人のほか法人の受取分も含まれている。

なお、源泉分離選択課税は個人のみが適用を認められている。

の 他		合 計		
支 払 金 額	源泉徴収税額	人 員	支 払 金 額	源泉徴収税額
千円	千円	人	千円	千円
10,702,988,735	315,180,711	4,552,637	13,645,511,141	441,298,795
124,497,546	1,515,273	—	136,671,762	1,718,426
10,827,486,282	316,695,984	—	13,782,182,903	443,017,221
393,219,670	7,881,492	120,205	637,054,038	14,201,175
—	—	—	—	—

2 徴収猶予とは、通常の法定期限に徴収しないで一定の期間徴収手続を猶予すること。したがって、一定の期間法定の納期限を延長する、いわゆる延納制度とは異なるものである。

(注) この表の「人員」に関する部分は標本調査に基づく推計値である。